

阿賀野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市条例第16号

阿賀野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
阿賀野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年阿賀野市条例第3号）
の一部を次のように改正する。

第3条に1項を加える改正規定中第3条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。